

ID: 3038

担当部署: 産業課

処分の概要	登録証の書替え及び再交付		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第13条第1項及び第2項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
【基準】	<p>法第13条第1項の規定による。 (生産事業者の届出等)</p> <p>第13条 生産事業者は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、その住所地为管轄する都道府県知事に変更があつた事項及び変更の年月日を届け出て、その書替交付を申請しなければならない。</p> <p>2 生産事業者は、登録証が滅失し、又は汚損したときは、農林水産省令で定めるところにより、その住所地为管轄する都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日